

平成 2 3 年 3 月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 3 年 2 月 1 4 日 開会

平成 2 3 年 2 月 1 4 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成23年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成23年2月14日（月）午後1時30分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 議案（第1号―第9号）の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決

議案第1号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について

議案第3号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第4号 平成22年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第9号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 7 一般質問

日程第 8 閉 会

出席議員（９名）

1 番	宮内 昭三 君	2 番	桜井 隆 君	3 番	石毛 健治 君
4 番	林 一哉 君(遅参)	5 番	佐久間 茂樹 君	6 番	太田 將範 君
7 番	浪川 茂夫 君	8 番	佐瀬 公夫 君	9 番	日色 昭浩 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明智 忠直 君
副 管 理 者	野平 匡邦 君
副 管 理 者	太田 安規 君
事 務 局 長	加瀬 賢一 君
事 務 局 参 事	鈴木 芳明 君
総 務 課 長	木内 忠男 君
施設整備課長	島田 重信 君
施設整備係長	近藤 忠良 君
庶 務 係 長	稲葉 達也 君

事務局出席者

書	記	岡本 浩一 君
---	---	---------

午後 1 時 3 0 分開会

議長 宮内昭三君	これより、平成 2 3 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員は、8 名でございます。 よって会議は、成立いたしました。 日程第 2、議席の指定でございますが、ここで新しく当事務組合議会議員になられました方々をご紹介します。 匝瑳市選出の浪川茂夫君、同じく匝瑳市選出の佐瀬公夫君、同じく匝瑳市選出の日色昭浩君、以上の方々でございます。 3 名の議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって、ただいまご着席のとおり指定いたします。 日程第 3、副議長の選挙を行ないます。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮内昭三君	ご異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。 お諮りいたします。指名の方法については、議長指名といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮内昭三君	ご異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決しました。 東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に匝瑳市選出の浪川茂夫君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただいま議長が指名いたしました浪川茂夫君を、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮内昭三君	ご異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました浪川茂夫君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に当選されました。 ただいま、副議長に当選された浪川茂夫君が、議場におられます。 会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をいた

7 番 浪川茂夫君	します。 浪川茂夫君、副議長当選の挨拶をお願いいたします。 只今、議員の皆様方の御推挙によりまして副議長に当選いたしました浪川茂夫でございます。今後議事を補佐し、誠心誠意努める所存でございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
議長 宮内昭三君	ただいまの挨拶をもって、当選の承諾といたします。 議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。 日程第4、会期の決定でございます。本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮内昭三君	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日限りと決しました。 日程第5、会議録署名議員の指名を行ないます。 7 番浪川茂夫君、8 番佐瀬公夫君の両名を指名いたします。 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第9号までの9議案でございます。 配布漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)
議長 宮内昭三君	配布漏れなしと認めます。 日程第6、議案第1号から議案第9号までの9議案を、一括上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。 (書記木内忠男君、議案朗読)
議長 宮内昭三君	議案の朗読は終わりました。管理者より挨拶を兼ねまして、提案理由の説明を求めたいと思います。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	本日ここに、平成23年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、そして、たいへんお寒い中をご参集賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。 また、ただいまの選挙により当選されました匝瑳市の浪川副議長には、まずもって心からお祝いを申し上げたいと思い

ます。おめでとうございます。

さて、平成２２年度も残すところ、あと１か月余りとなりました。この長期的なデフレや景気経済低迷の中、地方自治体を取り巻く財政状況は依然として厳しいものがありますが、皆様方のご理解とご協力によりまして、組合運営が順調に行われておりますことに感謝申し上げます。

ここで、当組合の近況についてご報告させていただきます。

まず「銚子連絡道路」について申し上げます。現在は横芝光インターチェンジから匝瑳市間及び飯岡バイパスから銚子市三崎町間の地元協議及び用地交渉等が進められているところであります。先日は要望活動として、国土交通省、民主党幹事長室、地元国会議員の方々に１月３１日にお伺いをしました。要望書を山武・東総地域広域幹線道路網整備促進協議会の副会長であります東金市長の志賀市長さん、そしてここにおります野平市長さん、太田市長さん、そして県土整備部の金谷次長さんはじめ大勢の方とお伺いをしまして、要望活動をしたところであります。

今後とも地域の活性化・地場産業の発展を目指し、皆様方のご協力のもと、全線開通へ向けた要望活動を継続してまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、職員共同研修の実績でございますが、新任職員研修、管理監督者研修、政策法務研修等７課程を実施し、延２２０名の参加となりました。

職員採用試験につきましては、昨年９月１９日に旭二中を会場に実施いたしました。一般職上級等６団体１５職種の募集に対しまして、応募総数４１４名、当日受験者数３６４名の中から、採用予定者名簿登載数４３名という結果でございました。

続きまして、ごみ処理広域化事業についてご報告いたします。

ごみ処理広域化推進事業については、銚子市内にごみ焼却施設と最終処分場の整備を計画しており、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の有力な建設候補地として検討しております。

昨年４月から、ごみ焼却施設建設に対する地元住民の理解を得るため、地元住民説明会や先進施設見学会など、本格的な取り組みを進めており、多くの地元住民からさまざまなご意見やご要望を伺ってきました。

近況としては、昨年１２月１６日と１７日に第２回地元住民説明会を実施し、これまでの取組みや事業全体のスケジュール、先進施設を参考に作成した施設イメージ図などについて説明するとともに、あらためて地元住民のご意見やご要望を伺いました。

	今後も、ごみ焼却施設の建設用地を決定するため、地元住民の合意を得ることを目指し、引き続き同様の取組みを実施していきます。 なお、最終処分場については、ごみ焼却施設の建設用地決定後に、銚子市内において用地選定を進めていきたいと考えています。 報告事項の最後になりますが、ふるさと市町村圏基金について、御報告させていただきます。 現在、関係市からの出資金につきましては取り崩しが出来ないこととなっておりますが、国の要綱廃止等により取り崩しが可能となりましたので、当組合におきましても取り崩しができるよう改正するため、地方自治法２９０条の規定に基づき、構成市の議会にお願いしておりましたところ、各市とも当組合の規約変更について議決を頂きました。これを受けまして、千葉県知事あて許可申請を行い１月１９日に許可を頂いたところであります。 以上、状況をご報告させていただきました。今後も銚子市・匝瑳市・旭市と連携を深め共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展・振興を目指してまいりたいと考えますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。 続いて、本議会に提案いたしました、各議案の提案理由を申し上げます。 本日、ご審議いただく議案は９件でございます。 議案第１号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ５千万円と定めるもので、平成２２年度と比較し７０万６，０００円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、人事異動に伴う人件費の増額によるものであります。 議案第２号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億１，２９０万円と定めるもので、平成２２年度と比較し４億９，５５５万４，０００円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、６月に満期となる５億円の国債を繰り入れし、構成市出資金分として返還することによるものです。 事業内容としましては、中学生海外派遣研修事業、職員共同研修事業等でございます。 議案第３号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ６，１００万円と定めるもので、平成２２年度と比較し２，４００万円の増額となっております。増額の理由といたしましては、２名の職員を増員したも
--	---

のによる増額及び、施設建設費における委託料の増によるものであります。なお、職員２名増につきましては、平成２２年５月の臨時議会の補正により現体制となっております。

議案第４号、平成２２年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第２号についてであります。

既定の歳入歳出予算額５，５８１万８，０００円に対し、５４０万１，０００円を減額し補正後の歳入歳出予算総額を５，０４１万７，０００円と定めるものであります。

減額の理由といたしましては、施設見学会等の事業縮小及び最終処分場候補地に関する、委託業務の見送りによるものであります。

議案第５号、東総地区広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてでありまして、地方自治法施行令第１６７条の１７の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第６号、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふろさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

現在、関係市からの出資金につきましては取り崩しが出来ないこととなっておりますが、国の要綱廃止等により取り崩しが可能となりましたので、当組合におきまして取り崩しが出来るよう改正するためのものです。

議案第７号、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふろさと市町村圏事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正する内容は、当組合同規約改正等に伴う、所要の改正を行うものであります。

議案第８号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

当該組合の構成団体であります、館山市及び南房総市学校給食組合が平成２３年３月３１日をもって解散することに伴い、構成団体数の減少及び規約の一部改正について協議を求められたものであります。

議案第９号、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてであります。内容といたしましては、匝瑳市議会議員の改選により、組合議員のうちから選任された監査委員が欠員となっているため、後任の組合監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

私は、匝瑳市選出の佐瀬公夫議員が人格識見ともに高く適任であると考え、ここに提案いたしますものであります。なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長 宮内昭三君	以上、議案第１号から第９号まで提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては事務局より内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。
事務局長 加瀬賢一君	どうもありがとうございました。管理者からの各種事業の経過報告並びに提案理由の説明は終わりました。続いて、議案第１号から議案第９号についての補足説明をさせます。 事務局長 議案第１号から第３号は、平成２３年度当初予算についてでございます。 平成２３年度の３会計予算の総額は、６億２，３９０万円で、対前年度比で５億２，０２６万円の増となっています。 これは、主にふるさと市町村圏基金に係る構成市出資金の償還によるものでございます。 ３ページを御覧下さい。 まず、一般会計歳入歳出予算でございます。 一般会計予算は、組合議会費、施設整備課職員を除く職員の人件費、管理費、事務費、企画費並びに監査委員費を計上しております。 平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５千万円と定める。 第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。 第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１００万円と定める。平成２３年２月１４日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 １１ページを御覧下さい。 歳入でございますが、１款１項１目 総務費負担金は、予算見積額４千６５９万８，０００円、前年度と比較して１１５万１，０００円の増で、この主な理由としましては、２款繰越金の減によることと、人事異動に伴う人件費の増によるものです。 なお、構成市の負担金割合は、前年度と同様の均等割３０パーセント、人口割７０パーセントで、市別の内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。 ２款１項１目 繰越金は、本年度予算額３３８万円、前年度と比較して４４万５，０００円の減でございます。 ３款１項１目 雑入は、前年度と同額の２万２，０００円

	でございます。 以上、歳入合計は、5,000万円で、前年度と比較して70万6,000円の増でございます。 12ページから14ページまでの歳出でございますが、主な事項をご説明いたします。 12ページをご覧ください。 1款 議会費ですが、本年度予算額21万9,000円で、組合議員に対する報酬等でございます。前年度と比較して、11万7,000円の減となっておりますのは、隔年で実施しています議員視察研修が平成23年度におきましては実施しないためでございます。 2款 総務費は、4,887万8,000円で前年度と比較して、92万円の増となりました。 内訳といたしましては、1項1目一般管理費の2節給料2,188万3,000円、3節職員手当等1,064万4,000円、4節共済費1,024万3,000円、これらは、施設整備課職員を除く職員5人分の人件費でございます。 13ページを御覧下さい。 18節備品購入費は、リース期限切れのパソコン2台の更新を見込み計上いたしました。 14ページを御覧下さい。 2目 企画費は94万3,000円で、主な支出は、11節 需用費93万3,000円で、組合広報誌の印刷製本等でございます。 3款1項1目 予備費は90万3,000円で、前年度と比較して9万7,000円の減でございます。 以上、歳出合計は、5,000万円で、前年度と比較して70万6,000円の増でございます。 25ページを御覧下さい。 ふるさと市町村圏事業特別会計は、ふるさと市町村圏基金の預金利子等を財源として、職員共同研修、中学生海外派遣研修、銚子連絡道路の整備促進に向けた働きかけ等の経費を計上しております。 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算、平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合の東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,290万円と定める。 第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成23年2月14日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 33ページを御覧下さい。 歳入でございますが、1款1項1目利子及び配当金は、基
--	---

	金利子846万6,000円で、その内訳は、ふるさと市町村圏基金の5億円の国債運用分として325万円、4億円の国債運用分で520万円、大口定期2,000万円分の預金金利子として1万6,000円をそれぞれ見込んだことによるものでございます。 2款 繰入金の5億円は、今年6月20日に満期償還となる5年国債分を、各構成市の出資金の償還に充てることから計上しました。 4款1項1目 雑入は、中学生海外派遣研修における参加者負担金収入を見込み計上いたしました。参加者一人当たりの負担額は、前年度と同額の5万円をご負担いただくことといたしました。 以上、歳入合計は、5億1,290万円で、前年度と比較して、4億9,555万4,000円の増でございます。 34ページを御覧下さい。 歳出でございますが、主な事項を御説明いたします。 1款総務費は5億1,270万円でございます。 1項1目 一般管理費5億281万8,000円は、主に前年度まで行っていた、一般廃棄物処理事業特別会計への繰出を取り止め、基金の満期償還分5億円を各市への出資金償還に充てる構成となっております。 25節 積立金281万8,000円は、基金利子及び繰越金収入が歳出に比べて多かったため、剰余分を積み立てるものです。 2目 ふるさと振興費の9節旅費は、中学生海外派遣研修に係る特別旅費及び職員共同研修での講師旅費等615万4,000円で、前年度との増減はありません。 19節 負担金、補助及び交付金は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金101万3,000円で、前年度と比較して15万2,000円の減で、これは期成同盟会の会計における歳出予算の変動によるものです。 2款1項1目 予備費は昨年度と同様20万円でございます。 以上、歳出合計は5億1,290万円で、前年度と比較して4億9,555万4,000円の増でございます。 最後に一般廃棄物処理事業特別会計でございますが、37ページを御覧下さい。 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算、平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,100万円と定める。
--	---

	第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。平成23年2月14日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 45ページを御覧下さい。 歳入でございますが、1款1項1目 衛生費負担金は、構成市負担金6,051万9,000円で、前年度と比較して3,179万2,000円の増でございます。この主な理由としまして、ふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金がなくなったこと及び事業費、人件費の増によるものです。 なお、構成市の負担金割合は、前年度と同様の均等割20パーセント、人口割40パーセント、処理量割40パーセントで、市別の内訳は、説明欄記載のとおりです。 3款 繰越金は、48万円で平成22年度予算の予備費を執行しないものと見込み、その全額を計上いたしました。 以上、歳入合計は、6,100万円で、前年度と比較して、2,400万円の増でございます。 46ページを御覧下さい。 歳出でございますが、主な事項について御説明いたします。 1款1項1目 清掃総務費 4,518万3,000円は、主に施設整備課職員5人分の人件費、旅費及び事務経費でございます。 47ページを御覧下さい。 2目施設建設費は、平成23年度に予定しております各種事業について、予算計上したものでございます。 予算額は1,529万2,000円で、前年度と比較して、538万4,000円の増となっております。増額の主な理由は、地元住民との意見交換会や視察の回数の増加と焼却施設地元住民説明会等支援業務などの委託料が367万8,000円増額したことによるものでございます。 1節 報酬は、120万円で、焼却施設処理方式選定委員会委員報酬でございます。これは有識者と地元住民等からなる委員会を設置し、焼却施設の処理方式を選定していくための20人の委員に対する報酬で、会議及び視察で10回の開催を予定しております。 8節 報償費は、7万円で、視察及び地元住民施設見学会を実施するにあたり視察先及び見学先施設への謝礼でございます。 9節 旅費は、38万3,000円で、視察研修等に係る普通旅費及び焼却施設処理方式選定委員の費用弁償でございます。
--	--

	1 1 節 需用費のうち、食糧費 7 3 万 8, 0 0 0 円は、地元住民施設見学会等の昼食代、飲物代及び委員会等会議での飲物代等でございます。 また、印刷製本費 7 0 万円は、地元住民説明会等を開催するに当たり資料印刷代を見込み計上しました。 1 2 節 役務費のうち保険料 8 万 8, 0 0 0 円は、地元住民先進施設見学会等の際の参加者傷害保険料及び公用自動車共済保険料でございます。 1 3 節 委託料は 9 3 9 万円で、予定している業務のそれぞれの内容についてですが、焼却施設処理方式選定に係る支援業務は、焼却施設処理方式選定委員会を設置し、協議していくことを予定していますが、その会議運営資料の作成、及び協議資料として必要となる調査等、専門的な事項について適切に対応し、円滑な委員会運営を図るため、民間コンサルタントの支援を受けるためのものでございます。 焼却施設地元住民説明会等支援業務は、施設建設に関する地元住民説明会及び意見交換会において、住民からの専門的な質疑に対して、適切に回答するため、引き続き民間コンサルタントの支援を受けるためのものです。 最終処分場建設可能地域図作成及び候補対象地比較検討業務については、今後抽出する候補対象地を、県の立地基準に基づき、法的条件等を落とし込んだ建設可能地域図を作成し、適正な候補地を選定・評価を行うためのものがございます。 最終処分場地元住民説明会等支援業務は、候補対象地周辺の住民に対して、住民説明及び意見交換会を実施する際、専門的な事項に対応するため、民間コンサルタントの支援を受けるためのものがございます。 1 4 節 使用料及び賃借料は 2 3 8 万 2, 0 0 0 円で、地元住民施設見学会、委員会・地元連絡会等の視察に係ります有料道路通行料、バス借上料をそれぞれ見込みました。 また、公用自動車賃借料について、現在の乗用タイプでは、プロジェクター等の機材の積込みができないため、銚子市社会福祉協議会の乗用車を借用して、会場に搬入しております。また、中古車であることから不具合も発生している状況もございます。荷物の運搬にも使用でき、安全に運行できるようにするということから、現在のものに変えて、軽貨物自動車をリースしようとするものです。 2 款予備費は、5 2 万 5, 0 0 0 円です。 以上、歳出合計は、6, 1 0 0 万円で、前年度と比較して 2, 4 0 0 万円の増でございます。 次に議案第 4 号平成 2 2 年度東総地区広域市町村圏事務組一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。
--	--

	3 ページを御覧下さい。 平成 2 2 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第 2 号、平成 2 2 年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計の補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 4 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 0 4 1 万 7, 0 0 0 円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 平成 2 2 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出補正予算第 2 号につきましては、今年度の事業の進捗状況に合わせて、今後執行が見込めない事務等について減額補正をしようとするものでございます。 4 ページを御覧下さい。 歳入では、1 款 分担金及び負担金及び 3 款 繰越金を、歳出では、1 款 衛生費をそれぞれ 5 4 0 万 1, 0 0 0 円、減額補正を行おうとするもので、補正後の予算額は、5, 0 4 1 万 7, 0 0 0 円でございます。 8 ページを御覧下さい。 歳入でございますが、1 款 分担金及び負担金は、6 0 1 万 4, 0 0 0 円の減額で、補正後の予算額は、4, 1 5 3 万 1, 0 0 0 円でございます。これは、構成市からの負担金で、一般廃棄物処理施設建設費の負担割合は、均等割 2 0 %、人口割 4 0 %、処理量割 4 0 %でございます。 これにより、補正後の構成市負担金は、銚子市 1, 7 4 5 万 5, 0 0 0 円、旭市 1, 4 7 9 万 2, 0 0 0 円、匝瑳市 9 2 8 万 4, 0 0 0 円でございます。 負担金につきましては、既に第三四半期分まで納入していただいております、納入額の過納分は、それぞれ還付する見込みでございます。 3 款 1 項 1 目 繰越金は、6 1 万 3, 0 0 0 円の増額で、補正後の予算額は 1 8 0 万 5, 0 0 0 円でございます。 以上、歳入合計は、補正前の予算額 5, 5 8 1 万 8, 0 0 0 円、5 4 0 万 1, 0 0 0 円の減額で、補正後の予算額は 5, 0 4 1 万 7, 0 0 0 円でございます。 9 ページを御覧下さい。 歳出でございます。主な事項について御説明いたします。 1 款 衛生費は、補正前の 5, 5 3 3 万 8, 0 0 0 円に対しまして、5 4 0 万 1, 0 0 0 円の減額で、補正後の予算額は 4, 9 9 3 万 7, 0 0 0 円でございます。 2 目 施設建設費は、補正前の額 1, 0 1 8 万 8, 0 0 0
--	---

	円に對しまして、５３２万５，０００円の減額で、補正後の予算額は４８６万３，０００円でございます。 １節 報酬は、補正前の額１４４万円に對しまして、１３２万円の減額で、補正後の予算額は１２万円でございます。これは、当初機種選定委員会について、委員１５人で、２回の視察を含め１０回の開催を予定していましたが、まずは地元住民のご理解を得ることを最優先とするため、設置時期を遅らせることとし、名称も改め、焼却施設処理方式選定委員会として委員２０人で１回の開催に見直しました。また、施設運営方式選定委員会については、設置を見送ることにいたしました。 ９節 旅費の費用弁償については、委員会視察は見送ることとしました。また、当初には見込んではいませんでした。が、副管理者の先進施設視察を実施しました。その結果、合計では８万９，０００円減額するものでございます。 １１節 需用費の食糧費は、当初の額５０万円に對しまして、２０万９，０００円の減額で、補正後の予算額は２９万１，０００円でございます。 これは、住民見学会について、延べ４００人の参加を見込んでおりましたが、予定していたほどの参加が見込めないことから２３０人に見直しました。 １２節 役務費の保険料も同様の理由により、補正前の額８万２，０００円に對して、３万２，０００円の減額で、補正後の予算額は５万円となります。 １３節 委託料は、当初の額５７１万２，０００円に對して、２８４万５，０００円の減額で、補正後の予算額は２８６万７，０００円でございます。 当初、最終処分場候補対象地を抽出して、県の立地基準に基づいた最終処分場建設可能地域図作成して、比較検討する業務を委託する予定でしたが、焼却施設建設に関する住民との合意形成の進捗を待って、抽出作業に入る方針であることから、今年度の業務委託を見送ることといたしました。 １４節 使用料及び賃借料は、当初の額１７５万４，０００円に對して８３万円の減額で、補正後の額は９２万４，０００円でございます。これは、住民見学会について参加者数の見直しに伴い、当初有料道路通行料及びバス借上料についても１０台分から５台分に見直しいたしました。 また、機種選定委員会及び施設運営方式選定委員会の視察として、３台分見込んでおりましたが、視察は実施しないことといたしました。 以上、歳出合計は、５４０万１，０００円の減額により、補正後の予算額は、５，０４１万７，０００円でございます。 続きまして議案第５号から第７号までは条例の制定及び
--	--

一部改正でございます。

議案第5号 「東総地区広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について」、東総地区広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり制定する。平成23年2月14日提出東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直

地方公共団体における長期継続契約につきましては、従来電気等の供給を受ける契約または不動産を借りる契約等に限定されていましたが、平成16年11月の地方自治法等の改正により長期継続契約を締結することができる範囲が拡大され、当該契約に関し必要な事項は条例で定めることとされたところでございます。当組合では、今まで長期継続契約を要する事例がなかったため本条例を制定しておりませんでしたが、今般公用車リース等に伴い必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。なお、対象とするのは自動車などのリース契約、又は役務の提供等に限られたものでございます。なお、条例本文の説明につきましては、省略させていただきます。

議案第6号 「東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定について」、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定を別紙のとおり制定する。平成23年2月14日提出東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直

現在構成市からの出資金相当額につきましては取り崩しが出来ないこととなっておりますが、国の要綱廃止に伴い取り崩しが可能となりましたので、取り崩しができるよう改正するものです。

第1条につきましては、当組合の規約改正に伴う文言整理でございます。

第2条につきましては、基金の額に関する規定でありまして、構成市の出資金相当額を取り崩した時には基金の額が変更になる旨の規定を加えるものでございます。

第4条につきましては、当組合の東総地区ふるさと市町村圏計画に関する規約改正に伴う文言整理でございます。

第5条につきましては、構成市の出資金相当額についても処分ができるよう改正するものでございます。

第6条につきましては、構成市の出資金相当額につきまして返還できるよう条文を追加するものでございます。

第7条及び第8条は条文追加による繰り下げであります。

続きまして、議案第7号 「東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」、東総地区広域市町村圏事務組

	合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定を別紙のとおり制定する。平成23年2月14日提出東総地区広域市町村圏事務組管理組合明智忠直 当組合の規約改正に伴い東総地区ふるさと市町村圏計画の策定業務が無くなったための文言整理でございます。 なお、規約改正により広域市町村圏計画及び東総地区ふるさと市町村圏計画は策定しないことといたしましたが、当組合の果たす役割や地域の振興整備に関する考え方には変わりはなく、条例等についても所要の改正を行っておりますが、実施していく事業や取り組みについては従前と変更ないものであることを申し添えさせていただきます。 続きまして、議案第8号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」、御説明いたします。 千葉県市町村総合事務組合は、地方自治法に基づき設立された一部事務組合で、県下54市町村と39一部事務組合及び1広域連合を構成団体とし、常勤職員に対する退職手当の支給等、当該組織団体に係る15の業務を共同処理しております。 東総地区広域市町村圏事務組合も構成団体となっており、常勤職員に対する退職手当の支給のほか、非常勤職員の公務災害補償、公平委員会に関する事務の共同処理をお願いしております。 今回の協議は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することに伴い、同組合規約中組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を要するため、構成団体である当組合に協議があったものです。 改正後の規約の施行期日は平成23年4月1日でございます。本文の朗読は省略させていただきます。 続きまして、議案第9号「東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、でございますが、当組合の監査委員については組合規約により知識経験を有する者1人及び組合議員の内から1人の2人を選任することとされております。このうち、組合議員である監査委員について匝瑳市議会議員の改選に伴い空席となっておりますのでその選任について同意を求めるものでございます。 提案内容につきましては、先ほど管理者から説明があったとおりでございます。 以上、宜しく御審議をお願いいたします。
--	---

議長 宮内昭三君	どうもありがとうございました。事務局の補足説明は終わりました。 これより、議案第 1 号から議案第 4 号を一括議題とし、質疑に入ります。 質疑を行う前に予め申し添えます。 質疑は一括質疑方式で、1 人 3 回までとなっております。又、質疑については議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。 質疑ありませんか。 9 番、日色昭浩君
9 番 日色昭浩君	一般会計の 11 ページですが、雑入の職員採用試験構成団体以外参加負担金 2 万 2,000 円とありますが、これはどこからの負担金かということと、13 ページ 13 節委託料の内訳が書かれていないのはどうしてなのでしょう。 それから、ふるさと市町村圏の基金を取り崩して、出資金を各市町村へ返還するということになるわけですが、あとは残った積立金を取り崩してやるということに、とりあえずはなると思うのですが、この積立金は何年ぐらいいつものなのかお伺いいたします。 一般廃棄物処理事業なんですが、47 ページ 13 節委託料の細かい明細が記載されていないのですが、これはどうしてか。それから、次の 14 節使用料及び賃借料のですね、自動車借上料は視察のバスの借上げという説明がありましたが、160 万 7,000 円ですか、これは何回位の視察を想定して予算計上されたのか、以上お伺いいたします。
議長 宮内昭三君	事務局長
事務局長 加瀬賢一君	まず、11 ページ一般会計の負担金につきましては、構成 3 市以外の一部事務組合、例えば匝瑳市横芝光町消防組合等の職員採用試験を合同で実施しておりまして、そういった団体につきましては負担金を頂いているものでございます。こちらにつきましては 21 年度予算と同額を見込んで計上しております。 13 ページの委託料と廃棄物関係の 47 ページ委託料の内訳の数字が載っていないということにつきましてでございますが、委託料につきましてはここで詳細に金額を載せてしまいますと、予定額を公表してしまうことになりまして、入札、契約時に不利になってしまうことがございますので、ここでは明細を掲載しないのでございます。 ふるさと市町村圏事業の基金でございますが、平成 23 年度に 5 億円をお還しし、平成 24 年度に残り分をお還しする予定でございます。そして残った分で事業を実施していくわ

議長 宮内昭三君	けでございますが、これを数か年の平均でとらえた事業費 6 6 8 万 2, 0 0 0 円と考え試算しますと、平成 3 7 年まで同事業が継続可能と試算しております。 廃棄物のバス借上げの回数でございますけれども、地元住民の施設見学会が 8 台分、地元連絡会での視察が 2 台分、焼却施設処理方式選定委員会としての視察が 4 台分ということでございます。以上でございます。 そのほかございませんか。 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 次に議案第 5 号から議案第 8 号を一括議題とし、質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。
議長 宮内昭三君	質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 この際、提案第 1 号から提案第 8 号までの討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 9 番、日色昭浩君
9 番、日色昭浩君	議事日程のことなんですが、私は一般質問を通告してありまして、採決が全部終わってから一般質問ではなくて、一般質問を先にさせていただくように、お願いできないかという事なんですが。 私どもが頂いている議員必携を見ますとね、一般質問は会期のはじめに行う、という風に書かれているんですけど、最初はともかくですね、採決の前に一般質問ができるようにお取り計らい願いたいと思うのですが。
議長 宮内昭三君	今回の定例会につきましては、日程第 7 一般質問となっておりますけれども、これを採決の前にということですか。
議長 宮内昭三君	暫時休憩いたします。 休憩 午後 2 時 3 3 分 再開 午後 2 時 3 8 分
議長 宮内昭三君	それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 今回は事務局で考えたこの日程どおりに議事を進めたいと思いますので、次回はきちんと皆様の意向に沿ってやりました

議長 宮内昭三君	いと思いますので、御了承いただきたいと思います。如何ですか。 (「異議なし」の声多数あり) では、お諮りいたします。 この際、提案第１号から提案第８号までの討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮内昭三君	ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第１号、平成２３年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮内昭三君	挙手、全員でございます。ありがとうございます。 よって、議案第１号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第２号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮内昭三君	挙手、全員でございます。 よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第３号、平成２３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長 宮内昭三君	挙手、多数でございます。 よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第４号、平成２２年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第２号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)

議長 宮内昭三君	举手、全員でございます。 よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。 続いて議案第５号、東総地区広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の举手を求めます。 (举手全員)
議長 宮内昭三君	举手、全員であります。 よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第６号、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の举手を求めます。 (举手全員)
議長 宮内昭三君	举手、全員でございます。 よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第７号、東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の举手を求めます。 (举手全員)
議長 宮内昭三君	举手、全員でございます。 よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第８号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決定することに、賛成の方の举手を求めます。 (举手多数)
議長 宮内昭三君	举手、多数であります。 よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第９号、東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。 地方自治法第１１７条の規定によって、佐瀬公夫君の退場を求めます。

議長 宮内昭三君	(佐瀬公夫君退場) お諮りいたします。 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮内昭三君	ご異議なしと認めます。 議案第 9 号を採決いたします。 本議案を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮内昭三君	挙手、全員でございます。 よって、議案第 9 号は、原案のとおり同意されました。 佐瀬公夫君の入場を許可します。 (佐瀬公夫君入場)
議長 宮内昭三君	日程第 7、一般質問を行います。予め申し添えます。 一般質問については、一括質問とし回数は 3 回までとなっておりますので円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。 それでは、通告の順番により発言を許します。 9 番 日色昭浩君
9 番 日色昭浩君	一般質問ですけれども、銚子も旭も匝瑳も採決が終わってから一般質問をやっているところは 1 件も無いわけでありまして、今までその事は全く疑問に感じなかったという事自体が不思議であります。 そこで一般質問をさせていただきますが、質問させていただいた通告によりまして、大きく 3 項目について質問をさせていただきます。 まず質問第 1 ですが、東総地区広域市町村圏事務組合のあり方についてであります。この事務組合の取り扱いによると、以前は住民記録、また国保税等の税務、事務処理を行っていました。現在はそういう電算処理がそれぞれの自治体で実施されるようになりましたから、事務組合で行う業務は当時と比べると大幅に減っております。そして今回基金も取崩しをしていくという事になっているわけですし、今後東総地区広域市町村圏事務組合のあり方について、どのように考えられておられるのか、お伺いをまずしたいと思います。

次に質問の2番目ですが、ごみ処理問題の今後について、平成18年の8月に東総地域ごみ処理広域化推進協議会がまとめた、ごみ処理施設整備基本構想・ごみ処理広域化基本構想を読ませていただきました。この構想の中で適地とされた旭市の遊正地域は現在白紙となっていますが、基本構想では現在も生きていると思いますので、伺います。

施設整備の基本方針の中で、厚生省が定めたごみ処理にかかるダイオキシン発生防止等ガイドライン、1日当たり100トン以上という事が基本とされたと記載されています。そして厚生省のガイドラインを受け、集約化のメリットとして5つ挙げています。一つは費用の縮減、二つ目はダイオキシン等環境負荷の軽減、三つ目最終処分量の縮減、4つ目が減量化再資源の推進、5つ目が熱回収による地球温暖化の防止、この5つです。そこでお伺いします。この集約化のメリットというのは、3市が別々に行う方法と、広域化についてそれぞれ費用とか数値を具体的に検討した結果なのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

次にごみ減量・リサイクルの考え方について、1月12日にさしまクリーンセンターの視察をいたしました。このさしまクリーンセンターでは徹底したリサイクルが行われていました。紙類のリサイクルは勿論ですが、その他に5つのラインがあって、そこで徹底したリサイクルが行われています。一つのラインが不燃性粗大ゴミ、二つ目が可燃性の粗大ゴミ、三つ目がビン類、四つ目がペットボトル、五つ目が缶類です。このリサイクルに従事する職員は直営で17名、シルバーが7名と説明を受けました。徹底したリサイクルが行われておりました。私も質問したのですが、このリサイクルの考え方はクリーンセンター計画の当初からあったのかどうか、回答はリサイクルの考え方は当初から持っていたという事でした。私は8年か9年程前ですが、愛知県のある市のごみ熔融炉を見学させて頂きました。当時大変驚いたのですが、古くなった自転車を回収してきて、その自転車をまるのままピットへ投げ入れるんです。中では鉄の大きな塊の分銅のようなものがぐるぐる回っていきまして、それで自転車を砕いていくんですね、それが今度炉に入れられていく。向こうの説明の方は、全て燃えない物は有りません、と。ですから当時の熔融炉というのはリサイクルの発想が全くない。とにかく回収したごみは全部炉に入れて燃やしてしまう。物凄くびっくりしたのを今でも憶えています。

それに引き換えこの7、8年の間に考え方も随分変わったものだなと、さしまクリーンセンターを見て思いました。そこでお伺いをしたいと思うのですが、このごみ処理の広域化を考えていくときにですね、さしまクリーンセンターのように徹底したリサイクルを考えていくのかどうか、その辺をお

	伺いをしたいと思います。 次に大きな三番目の質問ですが、構成市の負担金についてです。一般廃棄物処理事業の各市の負担金の割合が均等割 20 パーセント、人口割 40 パーセント、ごみ処理量割 40 パーセントという風に現在なっています。これが広域ごみ処理場を建設する時もこの割合がいくのかなと思うのですが、ここで人口割というのはですね、過去に住民記録とか税の処理をしていた時には人口割で事務量が変わってきますからそうゆう算出で良かったかもしれませんが、しかしこのごみ処理に関しては公平性に欠ける、そう思います。1 月に視察したさしまクリーンセンターでは、均等割 10 パーセント、ごみ処理量割が 90 パーセントでした。ですから人口割がゼロですね。私がこれを聞いた時、妥当な割合だと感じたんです。 現在の予算ではそれほどではありませんが、100 億を超える事業費になると大変格差ができます。特に匝瑳市の場合はごみ処理量が 3 市の中で大変少なくなっています。その理由はこれだという決め手は無いと思いますが、仮に匝瑳市がこの間行政の努力でごみ減量に努めてきた結果、そういうことだとしたら、その努力が仇になってしまう。そういう風に思いました。そこで伺います。今後一般廃棄物処理事業の各市の負担金割合の見直しを求めたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。以上 3 点をお伺いいたします。
議長 宮内昭三君	ありがとうございました。 質問に対する答弁を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	日色議員の御質問に対しまして、1 点目の事務組合の在り方について答弁をさせていただきたいと思います。 当組合は、東総地区広域市町村圏の振興整備に関する事務及び事業を行い、東総地区の均衡ある発展を期することを目的に 3 市 5 町の構成により、昭和 46 年 7 月に県の許可を得て設立されました。 昭和 48 年から、電子計算業務、職員共同採用試験、職員共同研修を実施してまいりました。 平成 2 年には、「ふるさと市町村圏」に指定され、構成市町の出資金と県の助成金により、10 億円の基金を設置致し、平成 4 年から海外派遣研修事業等の「ふるさと市町村圏事業」を実施してきたところでございます。 電子計算業務は、平成 4 年に廃止されましたが、平成 18 年度より新たな業務として、「一般廃棄物処理施設の建設及び管理運営に関すること」が加わりました。 また、現在は構成も合併により、銚子市、匝瑳市、旭市の 3 市となっており、創設当時と大きく様変わりしている

	のが現状であります。 行政事務には、市単独で行うより広域連携を図り事業を進めることが効率的、又有効的なものがあり、当組合が現在行っている、職員採用試験及び職員共同研修につきましては各市単独で行うことよりも効率的であり、職員共同研修につきましては受講者数の確保が出来ることにより、プログラム内容の充実を図ることが出来ます。 中学生の海外派遣研修においては、将来を担う子供たちが異国文化に触れることにより、国際社会と言いましょいか、グローバル化している今の時代に広い視野と行動力を身につけることが出来ますし、又、広域連携事業として行うことにより、多くの他校生徒と交流、協力することができ、研修効果が高まりつつあるところであります。 圏域内の共通課題である、銚子連絡道路の早期完成、ごみ処理施設の建設など広域連携が特に必要なものもございます。 そういった中で今後も各事業の特性を踏まえて広域連携による効率化が図れるのか、市単独で実施した方が効果的なのか十分検討し判断していくとともに、生活圏域の拡大とともに多様化する住民サービスに対応できるよう３市と連携し東総地区の均衡ある発展・振興を目指したいと考えております。以上でございます。
議長 宮内昭三君	ありがとうございました。 事務局長
事務局長 加瀬賢一君	それでは、ごみ処理関係の御質問にお答えいたします。 まず、ごみ処理広域化推進事業の取り組みの経過から申し上げます。 平成９年１月、国はダイオキシン対策のため、今後建設される焼却炉については、ダイオキシン類の発生しにくい連続炉とすること、また、小規模な市町村では発生するごみの量が少ないため、隣接市町村が連携して、一定規模以上の連続炉の集約化を推進することとしたガイドラインを制定しました。こちらにつきましては、先ほど日色議員から御指摘していただいたとおりでございます。これを受けて、平成１１年３月に千葉県ごみ処理広域化計画が策定され、東総地域において現在ある３か所のごみ処理施設を１か所に集約することとし、３市６町で構成する東総地域ごみ処理広域化推進協議会を発足して検討して参りました。 その後、市町村合併などを経まして、現在では銚子市、旭市、匝瑳市の３市で構成することになり、平成１８年１１月東総地区広域市町村圏事務組合の規約改正を行い、一般廃棄物処理施設の建設及び運営にすることが事務組合におい

て共同で処理する事務となりました。

その後、平成20年度においては、構成3市から各市2か所、計6か所の新たな建設候補地を抽出し、比較検討した結果、銚子市野尻町地区の評価が一番高かったことから、平成22年度からごみ焼却施設の有力な建設候補地として検討していくことに決定したものでございます。

次に、各市単独建設と広域での建設の場合において、費用の比較検討は実施したのか、とのご質問ですが、各市単独で新設する場合と広域で1施設を新設する場合の費用の比較検討は行っておりませんが、平成21年3月に1施設整備した場合と2施設整備した場合の比較検討を行っております。

比較としては、3市の中間に1施設整備した場合と、銚子市内に1施設と旭市と匝瑳市の中間に1施設の計2施設を整備した場合の費用比較で、建設費は1施設では14億1,000万円、2施設では16億3,000万円と、1施設のほうが21億9,000万円、約15パーセントの減となりました。

また、年間維持管理費では、1施設では7億1,000万円、2施設では11億9,600万円と、1施設のほうが4億8,600万円、約68パーセントの減となりました。

そのほかに、年間輸送費の比較も行っており、1施設では6億4,000万円、2施設では5億5,000万円と、こちらは1施設のほうが9,000万円、約14パーセントの増となりました。

この結果からもわかるように、総合的に考えますと各市単独で複数の施設を整備するよりは、広域化による1施設を整備するほうが、建設費や維持管理費などの大幅な削減が見込まれると考えます。現在はこのような経費の削減などの財政面、環境面等、広域化のメリットを踏まえ、3市共同の広域事業として、銚子市野尻町地区を有力なごみ焼却施設の建設候補地として、地元住民の皆様方のご理解を得るために説明会や先進施設見学会などを実施しているところでございます。

続きましてごみの減量化・リサイクルについての考え方についてお答えします。

ごみの減量化・リサイクルについては、まず日々排出されるごみの量を抑制することが最優先であり、次にごみを再利用、再生利用、熱回収の順で循環的な利用を行うことと考えております。

現在は構成3市それぞれ、各種ごみの減量化に取り組んでいるところでございます。当組合といたしましても、広域化を進めるうえで、今後見直しまたは策定する各種計画の中で、この圏域内において、どのような施策を実施することが適切なのか、費用対効果などを勘案して計画当初からごみの

議長 宮内昭三君 9 番 日色昭浩君	減量化・リサイクルの推進について検討してまいりたいと考えております。 続きまして、構成市負担金の割合の見直しを求めるというご質問にお答えします。 現在の一般廃棄物処理施設の建設費と管理運営費の負担割合を定めるにあたりましては、構成市の負担の均衡と適正化を図るため、県内の事例も考慮しながら構成市の担当課長と協議してきました。 その後、特別会計を設置する際に平成19年3月の当組合議会定例会に負担金条例を上程して議決をいただき、均等割20パーセント、人口割40パーセント、処理量割40パーセントと決定した経緯がございますので、ご理解を願いたいと思います。 今後は、広域での各種業務を検討する中で、負担割合についても調査、研究して参ります。 以上でございます。 9 番 日色昭浩君 それでは再質問ですが、職員採用、職員共同研修のお話が管理者の方からありましたけれど、これは大変大事な業務であると私も思います。私も以前八日市場市役所時代に同じ市役所で働いておりましたから、採用されたときに此处で研修を受けまして、地方自治法や地方公務員法、それから接遇の研修を受けました。特に今本当に感じるのは、地方公務員法や地方自治法の研修、これはですね法律は常識が解れば大体そんなにくるいは無いと思うのですよ。問題は接遇なんですね。ところが3市合同でやる研修ってのは大まかな研修ですから、当時私の記憶ではですね、窓口での応対や電話の受け方とかそんな程度の研修です。接遇の意味を辞書で引いてみますとね、「おもてなし」と書いてありましてね、本当に役所で働く職員がおもてなしの心を持って仕事をしていかないと、今のようない時代はね駄目なんじゃないかなという風につくづく感じています。 ある市ではですね、新規に採用した職員を6か月間図書館の窓口で働かせる。あるいは市民課の住民課の窓口で半年間働かせる。そういう窓口の第一線を経験しないまま20年も30年も過ぎちゃう職員が八日市場市時代にいたんですよ。住民サービスという事を全く知らないそんな職員がいたんですよ。 いくつか私の知っている例を挙げたいと思うのですが、新規採用で財政課に配属された女性職員がいます。その方は5、6年やって総務課の人事係へ異動になりました。そこでまた5、6年やってまた財政課に異動になりました。20年
----------------------------------	--

位総務課と財政課を行ったり来たりしてました。20年過ぎてから福祉事務所へ異動になったんですね。その女性職員が福祉事務所で仕事して何て言ったかという、「此处はしょうがねえ、市民から電話がかかってくる。」こういう風に言ったんです。びっくりしましたね。市民と電話したことが無い職員がいたのです。第一線で市民サービスをしてくれる、そういう研修が本当に必要。ところが広域市町村圏の研修だとどうしても特色ある研修が出来ない。ですから、研修は市町村ごとに研修をしていくことが今必要でないかなと思います。

私が実際に体験した事です、私は国民年金の障害年金の窓口の仕事を15年位したことがあります。私の前に担当していた女性職員がいたのですが、その方がある女性の障害年金の手続きに来た方の窓口の対応の事で、厚生大臣に手紙を書かれてしまった。当時の厚生大臣は小泉純一郎さんですね、すぐ県に手紙のコピーが回ってきまして、県から社会保険事務所へそれから市役所へと手紙のコピーが回ってきて私も見させていただきましたが、彼女の仕事ぶりに全く問題は無い。法的にも問題無い。問題は思いやりですね。障害年金の申請に来た女性ですから、長い間悩んだ末ようやくの思いで手続きに来たんです。ところが該当しなかったんです。それでなおさら彼女は感じたと思うのですが、根掘り葉掘り障害の事を聞かれて冷たい目で見られた。冷たいか温かいかはその人の感じ方ですが、申請に来た彼女は冷たい目で見られたと感じ帰ったんですね。本当に気持ちがこもっているかどうかという事だと思うんですよ。私はその事があってから、障害年金の手続きに来た方の色々な思い、それを全部聞いていても仕事には関係ありませんが、全部話を聞いた上でですね、大変でした。と、ねぎらいの言葉を一言かけるんですね。そうするとその家族の人がその場で泣き出してしまいう事もあります。つまりそれまでの苦労を思い出すのでしょうかね。

事務的にただ事務処理をするだけではなくて、相手の気持ちに応じたきめの細かい接遇。大勢でやれば出来るというものではなく、もっと小さい単位でやったほうが良い研修出来る。広域市町村圏でそこまで出来るのかなと、いつも私は感じています。

それからもう一つ、私の知っている税務課にいたことのある職員なんですがね。市民が税金の申告に来た時に、経費の記載が漏れている。何人も同じ業種の申請書を見ますからこの人がこの経費が無いのはおかしいなというのが判るんですね。そこで、市民の方にこういう経費はありませんか、もれてますよ。と教えてあげたんですね。その市民、市役所の職員がこんな事教えてくれるのかとびっくりしたそうです。

当たり前の話なんですけども、でも税務課に長くいるとその職員の中には、市民とは税金をごまかすものだと思います。やはりごまかす人も勿論いるかもしれませんが、全部ではないです。ところがある職員はそう思い込んでしまう。とにかく市民とお互いに信頼関係を持って仕事をしていく。同じ市民ですからね。そういう事をきちんと研修でしていかななくてはいけないなという風に思うんです。ですから、広域市町村圏で大量に職員集めて研修するから良い研修が出来ると思い込んでいたら大きな間違いだと私は思います。

他にも色々ありますけど、この辺にしますけど、市民の中にはですね、職員が働かない。人数が多い。給料が高い。これは、議員に対しても同じ様な事を言われるわけですが問題はですね、市民と本当に真心を出して接しているかという、そこが問われるわけですね。

今、本当に財政が厳しいこういう時ですから、なかなかハードな仕事は充分に出来ない。そういう時にですね、ソフト面、住民サービスを丁寧にやる職員を作り上げていくということは各市の市長にとっても評価が高まる、そういうことだと思うんです。その辺を是非考えてほしいなと思うんです。名古屋とか阿久根市のように、事さらに市民と議員、もしくは、市民と市役所が敵対関係にあるということは、絶対に良いことは無いという風に思います。ですから、研修、本当に広域市町村圏でやってるからいいんだという、そういう事ではなくて、是非研修について考えてほしいなという風に思います。その辺如何でしょうか。

それから、2点目のごみ処理の問題ですが、平成9年5月の国のガイドライン、そしてそれを受けての千葉県のごみ処理広域化計画、その国、県の方針をですね、そのまま鵜呑みにするのではなくてですね、単独実施も含めて検討すべきではないかと。その辺のお考えを改めて伺いをいたします。

あと、さしまクリーンセンターを視察して、もう一つ感じた事があるんですが、管理者もそこへ行っても感じたかどうかね、後でお聞きしたいんですが、職員の数に比べて廊下の幅が物凄い広かったですよね。それから施設、会議室やその他のところも物凄い立派にできてたんですよ。視察に行った方にとっては快適にできますけども、視察するのは毎日来る訳ではありませんから、職員の規模から見たらお金をかけ過ぎてると率直に言って感じました。これがもし、市単独で造るというんだったら、もっとチェックが入ってあんなに無駄な部分は削られたんじゃないかという風に思います。

東総地区も3市でいえば67人もの議員がいるわけなんですけども、その67人の議員でチェックをしたらあんな無駄な

	ことは出来ない。ところが広域市町村圏のたった9名で、例えば大型焼却施設を造るとなると、100億円とかの費用がかかるわけですが、たったの9人でそれを決めてしまう、そういうことが本当に良いのかなという感じます。一部事務組合の限界かなという風に。これが100億の予算になったとしても議会はたった半日でお終いになってしまうのかなという事を感じています。管理者もさしまクリーンセンターを視察していますから、施設の規模というか、廊下とか、会議室とかホールとかね、それらをまあ、妥当かなと思ったものか、管理者の気持ちをちょっとお願いしたいんですが。 それから負担割合のことですが、過去のいきさつをあれこれ言っていましたけど、過去のいきさつではなくて、ごみ処理、今出てきたことですからね。本当にこのごみ処理施設をやっていくとなった場合には人口割、改めて組み直すべきだと思います。特に匝瑳市にとっては不利益といいますか、不合理という風に私は感じます。特にごみの減量の問題ですが、八日市場時代のごみ収集の従事者と徹底した話し合いをして、現場の職員ってのは車で出発すると競争のように取って帰ってくるんですね。朝8時に出発して10時半かそこらにはもう帰って来てたんです。そんな夢中で帰って来なくていいから、ごみ収集場所の全部ごみを拾ったら後をきれいに掃除をする。それからごみを出す人と対話をして減量の協力を頼む、ごみの出し方を指導する。それを12時までみっちりやって帰ってくる。そういうような事を現場の人達と徹底して話をしてきました。その事が減量に繋がったかどうかという事は、必ずしも言い切れないとは思いますが、そういう努力もしているという事も併せて理解していただいて、負担割合を改めて今後検討して頂きたいと思うのですが、如何でしょうか。以上の答弁をお願いします。
議長 宮内昭三君	管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	いくつか管理者の方に質問がありましたのでお答えをしたいと思います。一つ目の東総広域で実施している共同研修が果たしてそれで良いのかという質問でございましたが、日色議員の意見を十分に参考にしながら、これから広域でやる事と各自治体でやるべき事はこうだと、そういった事をしっかりと捉えまして、これから東広でやるべき研修を实があるものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 また、さしまクリーンセンターの設備が少し豪華すぎるのではないかと、という意見でありましたが、ああいう迷惑施設と言ったら言葉が過ぎるかもしれませんが、そういつ

議長 宮内昭三君 事務局長 加瀬賢一君	た部分では、やはり造られて何年も経っていないという施設の素晴らしさを感じたわけでありますけど、広いのか狭いのかという部分、私共も新たな施設を造ろうとしている中で色々なところで参考にさせていただきながら新しい施設を造っていきたい、今後その事も十分にコンサルで地域の方々の意見を聞きながら、そんな広いのは必要ないよ、ということであればそういった方向でもんでいきたいと思ひますし、あのような豪華な施設が良いのかどうかという事は、私自身としましてはあれほど素晴らしい良いものが必要ではないのかなとそんな風に思ひますけれど、さしまではさしまりの色々な事を考えながらやった事だと思ひますし、他市の事でありますのであまり評価はしたくないと思ひますけど、私自身としてはもう少しコンパクトに3市に見合つた施設でいいのかなと思つております。よろしくお願いします。 事務局長 職員共同研修につきましてですけれども、議員もおっしゃるように財政状況が厳しいという中、また職員の定数も減らしているというような状況の中での人材育成というような、なかなか難しい問題であると思ひます。その中できめ細かな研修が必要であるということは承知をしているところでございます。 組合の共同研修につきましても、この内容の企画につきましては各構成市の研修担当課と会議をもちまして、次年度の研修計画について協議をしているというところでございます。そのような中で先ほどおっしゃられた接遇ですとかそういった部分については、なるべく民間のノウハウ等を入れながら工夫しながら実施をしているというところでございます。研修の内容として特化した研修というのはしづらいというところはございますが、議員から頂きました御意見を参考にさせていただいて今後の企画に役立たせさせていただきたいと思ひます。 それからごみ処理の関係でございますが、単独との比較をきちんとした方がよいということではございましたが、今後ですね既に作成してある計画をまた見直し細かなシュミュレーション等をして選定していきたいという風に思ひます。今の段階では焼却処理方式等も決まっておきませんので、そうしますとまた、最終処分場、最終処分量も含めてトータルで計画をしていかなければならないのかなと思ひます。 負担金の負担割合についての検討についてでございますが、こちらについても今後計画を見直していく中で検討させていただきたいという風に思ひます。 減量化、リサイクル推進の取り組みについてもやはり同じ
-----------------------------------	---

議長 宮内昭三君 9 番 日色昭浩君 議長 宮内昭三君	様に計画をしていく中で、東総地区、各市が行っているものを踏まえつつ、今後東総地区が一丸となった時の取り組み、というものについても検討していきたいという風に思います。以上でございます。 9 番 日色昭浩君 是非研修は接遇の割合を、法律の研修よりも接遇の研修のウェイトを増やすという事が必要だと思うんですね。法律ばかり一週間勉強しても、たまたまそういう職場に行った人はそれは役に立ちますけれど、ほとんど役に立たない場合がありますし、法律は基本的な事だけ勉強していればという風に感じますから、是非よろしくお願いしたいと思いますね。 それから負担割合、是非3市で協議していただくという事でよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。 その他ございますか。 無いようでございますので、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。 これにて、平成23年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を、閉会いたします。本日はご苦労様でした。
--	---

午後3時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会	議	長	宮	内	昭	三
	議	員	浪	川	茂	夫
	議	員	佐	瀬	公	夫